

< 貨物自動車運送事業実績報告書（第4号様式） >

本表は、事業者ごとに一葉作成し、各地方運輸局ごとにその管轄区域にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の前年4月1日から3月31日までの一年間の輸送実績について記載し、各々の項目の合計値を全国計の欄に記載すること。

- ① 区分の欄は、行っている事業の区分について、該当するものすべて○で囲むこと。
- ② 事業用自動車の数の欄は、3月31日現在の事業計画に記載された事業用自動車の数を記載する。
- ③ 従業員数の欄は、3月31日現在における貨物自動車運送事業に従事する従業員（役員は含まない）を記載する。
- ④ 事業内容の欄中、その他に記載する場合は、「食料品の集配」、「機械部品の貸切輸送」等、輸送品目、輸送形態を簡潔に記載する。
- ⑤ 延実在車両数の欄は、事業用自動車数が前年の4月1日から当年の3月31日までの1年間において在籍した日数の年間累計を記載する。このため、保有している事業用自動車一両ごとに異動が行われた日まで、あるいは行った日からの日数を把握し、全車両分の合計を算出する必要がある。
- ⑥ 延実働車両数の欄は、事業用自動車が稼働した日数の年間累計を記載する。なお、事業用自動車稼働したかどうかは一日単位で判断する。このため、一日のうち短時間のみ稼働しその後は稼働しなかった場合も一日車と算定することとなる。
- ⑦ 走行キロは、年間の走行距離の実績を記載する。
- ⑧ 実車キロは、貨物を積載して走行した年間の走行距離（時間制運賃を適用する場合で運賃収受の対象となる時間内にあつては、貨物を積載しないで走行した場合も実車として扱うこと。）であり、フェリーボートに乗船中の距離は含まれない。
- ⑨ 輸送トン数は、貨物自動車利用運送に係るものを除外して、年間の総輸送トン数の実績値を実運送の欄に記載し、利用運送の欄に各地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において貨物自動車利用運送として取り扱った貨物取扱量を記載する。^{*1}
- ⑩ 営業収入は、年間の営業収入の実績値を記載する。
- ⑪ 交通事故件数の欄は、警察による事故検分が行われた事故の件数を記載する。重大事故件数の欄は、運輸支局への報告義務がある事故の件数を記載する。死者数の欄は、交通事故の発生から24時間以内に死亡した人の数を記載する。負傷者数の欄は、交通事故によって負傷し、治療を要した人の数を記載する。

※ 各様式中の事業者番号は、事業者において記載を要しない。

*1 貨物自動車運送事業実績報告書（第4号様式）中の輸送トン数については、荷主（荷主を運送事業者とする場合を含む。）から貨物の運送を引き受けた時点での貨物量により測定することとし、貨物の積み換え、中継、貨物自動車利用運送等による二重計上は行わないこと。また、霊きゅう自動車による運送を行う場合は、「トン」とあるのは「体」とした上で作成すること。